

令和8年3月17日（火）

令和8年3月定例会 総務厚生常任委員会委員長 報告

総務厚生常任委員会に付託されました議案17件について、審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、第20号議案 志木市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の件について、ご報告いたします。

委員より、令和7年度から始めたこども誰でも通園制度の利用状況は、また、本格実施となる令和8年4月から何園ぐらいが実施予定かとの質疑があり、執行部より、9月までで62人、237時間の利用があった。4月からは公立、民間含めて10園の保育所で登録していただく予定となっており、多くの保育所に登録いただけるように努めていきたいとの答弁がありました。

次に、第22号議案 志木市行政手続条例の一部を改正する条例の件について、ご報告いたします。

委員より、不利益処分の名宛人に関し、ホームページへの掲載の期間はどのくらいか、また、アフターケアはどういう形なのかとの質疑があり、執行部より、ホームページへの掲載は2週間であり、公示送達の手続き上、この2週間をもって相手方に到達したものとみなすという扱いになるので、それ以降の関与はないものと認識しているとの答弁がありました。

次に第23号議案 志木市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の件について、ご報告いたします。

委員より、第15条の宿泊費の上限額19,000円の根拠について、また、特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とするとはどのような事情かとの質疑があり、執行部より、国が定める埼玉県での宿泊施設の金額が19,000円であるとともに、47都道府県の宿泊費設定で一番高いのが19,000円であることを根拠にした。特別な事情がある場合に関しては、先方が指定する宿泊先か、上限額を超えている場合等を特例の扱いとした規定のただし書きであるとの答弁がありました。

次に第24号議案 志木市敬老祝金条例の一部を改正する条例の件について、ご報告いたします。

委員より、88歳及び99歳の敬老祝金を廃止するというのは残念な感じがするが、予算的な問題なのかとの質疑があり、執行部より、今までの一律給付型の支給では、市民の理解を得るのが難しいので、より効果的な事業を実施したいということで、敬老事業をリニューアルする一環として、廃止を考えたとの答弁がありました。

次に、第25号議案 志木市介護保険条例の一部を改正する条例の件について、ご報告いたします。

委員より、本改正は国の制度改正によるものと考えるが、第10期介護保険事業計画においても変わる可能性があるのかとの質疑があり、執行部より、令和9年度からの第10期介護保険事業計画での介護保険料は、改めて、その時点での制度のもとに設定するようになるとの答弁がありました。

次に、第26号議案 志木市子育て支援センター条例の一部を改正する条例については、執行部の説明をもって了承いたしました。

次に、第27号議案 志木市保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例については、執行部の説明をもって了承いたしました。

次に、第28号議案 志木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件について、ご報告いたします。

委員より、乳児等通園支援事業者から乳児等通園支援事業所となった理由はどの質疑があり、執行部より、国から詳細な説明はないが、こども誰でも通園制度を行う場合の事業所への支援が補助金から扶助的委託料に変わり、施設扱いになったことから、従事する職員については事業者の職員から事業所の職員と規定されることになったと理解しているとの答弁がありました。

次に、第29号議案 志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件について、

ご報告いたします。

委員より、令和8年度税率改定をして令和9年度に向けてさらに標準税率に近づけていくと思うが、それ以降もさらに上がるのではないかという心配についてはどう考えるのかとの質疑があり、執行部より、標準税率自体を抑えるには、例えば県の基金を活用し、各市町村の納付金を抑制する。また、県としては、なるべく早く統一することにより国からインセンティブ交付金が受けられるので、これを活用して各市町村の納付金を抑えることで、県民の負担を抑えようと考えていると捉えているとの答弁がありました。

次に、第9号議案 令和7年度志木市一般会計補正予算（第12号）の件について、ご報告いたします。

委員より、第2款8項4目災害対策費 地域未来交付金で購入予定の資機材については、どこに保管して、どのように振り分けるのかとの質疑があり、執行部より、かまどセットについては、8小学校の備蓄倉庫に保管を予定している。投光器、蓄電池については、小学校の備蓄倉庫の他、志木駅東口の地下倉庫や、庁舎にも保管することを考えている。ダンボールベッド、ベビーベッドについては、福祉避難所や救護所となる健康増進センターへの保管を予定している。災害の発生状況に応じて柔軟な配備を検討していきたいとの答弁がありました。

また、委員より、第4款1項3目予防費 健康増進センターの不用額の要因について質疑があり、執行部より、妊婦健康診査の当初予算は520人を基準として計上していたが、実際の妊娠届出数が1月末までで385件であり、今年度も500件を下回りそうなので、妊婦健康診査を受ける件数も減り、不用額が生じたとの答弁がありました。

次に、第10号議案 令和7年度志木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件について、ご報告いたします。

委員より、国民健康保険財政調整基金はどの程度が適正なのかとの質疑があり、執行部より、繰越金を適正に管理するために基金は必要と考えている。県の償還金も発生するので、5,000万円か6,000万円程度あるとよいと考えている。ただ、令和9年度以降、基金を使って保険税を下げることはできなくなるとの答弁がありました。

次に、第11号議案 令和7年度志木市介護保険特別会計補正予算（第3号）については、執行部の説明をもって了承いたしました。

次に、第12号議案 令和7年度志木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、執行部の説明をもって了承いたしました。

次に、第13号議案 令和8年度志木市一般会計予算の件について、ご報告いたします。
委員より、第2款1項1目一般管理費 新規のゼロ予算事業で休職者等カバー評価制度について質疑があり、執行部より、休職者カバー評価制度については、男性の育児休業の取得件数も増えてきている現状があり、業務負担が増えてしまう職員がいるかと思うが、業務負担が増えてもその分人事評価として評価される仕組みをつくることで、モチベーションの維持向上を図っていきたいと考えているとの答弁がありました。

また、委員より、2目広報広聴費 業務委託料「広報しき」作成及び配布については、どういう契約になっているのか。2月から業者による戸別配布となったが、市内全域に未配布があり、3月号についてはプレミアム付き商品券の応募葉書も入っており、情報格差が経済格差になってしまっは非常に深刻と考えるが、新年度は確実に届くようにどう考えているのかとの質疑があり、執行部より、配布のみの契約で、配布する業者はポスティングの業者である。2月にかなり配布漏れが多かったので、絶対に変えなければいけないと業者と何回も打ち合わせをし、システムとして、住宅地図を細かく塗り潰すアナログの方式と、GPSで必ず確認をし、問い合わせがあったところは配ったのかというところも、市政情報課でも見られるようにして、月末の1日前には必ず確認をした。3月には、昨日までに2件問い合わせがあり、今日はまだ来ていないので、かなり改善されたと考えているとの答弁がありました。

また、委員より、第9款1項2目非常備消防費 消防団第1分団車庫の建て替えについて、建てていくのはいいことだが、現在も東町町内会が使われている中で、どういう話合いがあり、どのような状況かとの質疑があり、執行部より、同車庫の2階部分を東町町内会が現在町内会館的なスペースとして使用している。建て替え後の共用について、町内会からも活動拠点を要望されていた。複数回の協議を踏まえ、消防団活動に支障がない範囲

での施設利用を提案し、消防団の承認も得られたことから、今後、建て替えが終わった後は、団員の詰所となるスペースを開放して使用する方向で現在調整しているとの答弁がありました。

また、委員より、第3款1項1目社会福祉総務費 民生委員は74人とのことで、12人ほど欠員が出ていると思うが、欠員が出ている地域に関して今後どうしていくのか。毎月の打合わせが平日なので出られず、民生委員を引き受けられないとの方がかなりおり、土日等参加しやすいように考えていってはどうかとの質疑があり、執行部より、欠員の地区については、新任を除いた継続民生委員で対応していく方法や、活動費の支給をどのようにしていくか検討している。委員の提案のとおり、今までの活動内容と活動の仕方の見直しなどもしながら、欠員の補充にも努めていく考えであるとの答弁がありました。

また、委員より、共生社会推進課の新規事業はとの質疑があり、執行部より、重層的支援体制整備事業に令和8年度から取り組んでいく。従来の基幹福祉相談センターだけではなく、それぞれの相談窓口でも包括的な支援や、重層的な支援を必要とするケースの対応ができるようになることを目指すものである。重層的支援会議などを繰り返すことによって、相談力や支援体制が整っていく、高まっていくことを目指しての事業展開を考えているとの答弁がありました。

また、委員より、3目老人福祉費 しきボラねっと事業について、今年度どのような実施状況だったのか。新年度から本格的に始めるに当たり、どのように周知していくのかとの質疑があり、執行部より、昨年10月から試行的に開始し、2月末までの活動の登録者数が20人、支援の登録者が15人、マッチング数が4件となっている。周知については、コーディネーターとして社会福祉士の会計年度任用職員がおり、様々なサロンや、高齢者が集まる場に頻繁に訪問し、周知をしているとの答弁がありました。

また、委員より、2項1目児童福祉総務費 朝のこどもの居場所づくりモデル事業については志木小学校だけなのか。今後どのように検討されているのかとの質疑があり、執行部より、令和8年度も志木小学校1校のみとしている。2か年のモデル事業と考えているので、効果検証を令和8年度に実施し、令和9年度予算に間に合うように、増やすのかも含めて検討していきたいとの答弁がありました。

また、委員より、6日学童保育費 学童保育は毎年度当初に待機児童が発生していて、本町の世帯増も見込まれる中、今後の見通しをしっかりと立てられているのかとの質疑があり、執行部より、教育委員会と一体的にお子さんを預かる放課後志木っ子タイムと連携していく必要があると考えている。また、学童については保育園と異なり、習い事等によって毎日来ないお子さん、月を経ると学童をお辞めになるお子さんもいらっしゃるの、そうした活動状況も確認しながら、安全な居場所を確保していきたいと考えているとの答弁がありました。

また、委員より、第4款1項3目予防費 産婦歯科検診について、お子さんを預かってくれないと行かないのではないかと。どう考えているのかとの質疑があり、執行部より、産後1年以内で、どうしても子連れで受診しなければならないことがあると想定している。そのため、朝霞地区歯科医師会に委託するという事で現在準備を進めているが、志木市内だけを見ると、20か所中19か所は、お子さんがいらしても歯科医院で対応していただけるというお返事をいただいている状況であるとの答弁がありました。

次に、第14号議案 令和8年度志木市国民健康保険特別会計予算 については、執行部の説明をもって了承いたしました。

次に、第16号議案 令和8年度志木市介護保険特別会計予算 の件について、ご報告いたします。

委員より、地域支援事業繰入金及び地域支援事業交付金が令和7年度より減額になっているのは、重層的支援体制整備事業により一般会計に移行したからという理解でよいのか。また、地域支援事業の一般介護予防費と包括的支援事業費及び任意事業費の3つの事業を重層的支援体制整備事業に移行した理由はどの質疑があり、執行部より、地域支援事業交付金の減額については、重層的支援体制整備事業に移行したことによる。地域包括支援センターの運営事業を移行したことは、複合的な問題における包括的な相談体制を構築して

いくという意味合いがある。また、シニアボランティアスタンプ事業やしきボラねっと事業についても、地域参加による介護予防という意味合いが大変強くなっている。生活支援体制整備事業についても、地域づくりを包括的に構築していくという意味で、重層的支援体制整備事業で行っていくとの答弁がありました。

さらに、委員より、一般介護予防事業のフレイルチェックについては、他市の倍の6割程度のリピート率ということだが、まだ受けていない方へのアウトリーチすることで、より介護予防につながり、介護給付費が抑えられるのではないか。その辺の母数を増やす取組などは考えているのかとの質疑があり、執行部より、多く参加していただくことが介護給付費の抑制にも大変効果があると認識しているところで、来年度は出張型のフレイルチェックということで、サロンや高齢者が集まる場に出向いてフレイルチェックを行うことを強化していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、第17号議案 令和8年度志木市後期高齢者医療特別会計予算 の件について、ご報告いたします。

委員より、令和7年度から令和8年度、歳入歳出合わせて約2億円増えていると思うが、今後の予想はどうかとの質疑があり、執行部より、具体的な数値については現段階では申し上げられないが、医療費が上がっていけば必然的に保険料も上がってくる形になるかと思う。被保険者数の伸びに関しては、団塊の世代が75歳に到達したので、ある程度収まるかと思うが、保険料の伸び自体は医療費次第と考えているとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し採決を行った結果、第20号議案、第22号議案、第23号議案、第24号議案、第25号議案、第26号議案、第27号議案、第28号議案、第9号議案、第10号議案、第11号議案、第12号議案、第16号議案、第17号議案については総

員をもって、また、第29号議案、第13号議案、第14号議案については賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。